

伊万里市東部デイサービスセンター・ユートピア
指定通所介護（指定予防通所介護）事業
運 営 規 程

第1章	事業の目的及び運営の方針（第1条～第3条）
第2章	従業者の職種、員数及び職務の内容（第4条～第5条）
第3章	営業日及び営業時間（第6条～第7条）
第4章	事業所の利用定員（第8条）
第5章	事業所の内容及び利用料その他の費用の額 （第9条～第25条）
第6章	通常の実業の実施地域（第26条）
第7章	サービス利用に当たっての留意事項（第27条）
第8章	緊急時等における対応方法（第28条）
第9章	非常災害対策（第29条）
第10章	その他運営に関する重要事項（第30条～第42条）

第1章 事業の目的及び運営の方針

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴丸会が設置運営する指定通所介護（指定予防通所介護）事業所（以下「事業所」という。）が行う、指定通所介護（指定予防通所介護）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（指定通所介護の基本方針）

第2条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（指定介護予防通所の基本方針）

第3条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の区分及び員数）

第4条 通所介護職員として次の職員を置く。

1. 施設長 1名
2. 生活相談員 1名以上

- | | | |
|----|---------|------|
| 3. | 介護職員 | 4名以上 |
| 4. | 看護職員 | 1名以上 |
| 5. | 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| 6. | 調理員 | 3名以上 |
| 7. | 事務員 | 2名以 |

(職務分掌)

第5条 職務の分掌は次の通りとする。

- 1) 施設長は、生活相談員、その他の職員を指揮監督し、事業所の業務を統括する。
- 2) 生活相談員は、利用者の相談を受け、他の職員と連携を取り、相談の解決を図る。
- 3) 介護職員は、利用者の介護全般を行い、異常等が見られた場合は、他の職員に連絡し、指示に基づき実施する。
- 4) 看護職員は、利用者の介護全般を行い、異常等が見られた場合は、他の職員、家族、主治医に連絡する。
- 5) 機能訓練指導員は利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う。
- 6) 調理員は、利用者の調理給食の業務を行う。
- 7) 事務員は、利用に係る経理事務等を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日)

第6条 営業日は毎週月曜日から土曜日までとする。

(営業時間)

第7条 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

第4章 事業所の利用定員

(定員)

第8条 1日に通所介護(介護予防通所介護)のサービスを提供する定員は30名とする。

第5章 事業所の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業所は指定通所介護(指定予防通所介護)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護員等の勤務体制、及びその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業所は指定通所介護(指定予防通所介護)の利用申込みがなされた場合は、正当な理由なく指定通所介護(指定予防通所介護)の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 事業所は指定通所介護（指定予防通所介護）の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護事業者への連絡、適切な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第12条 事業所は指定通所介護（指定予防通所介護）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定（介護予防にあっては要支援認定）の有無及び要介護認定（介護予防にあっては要支援認定）の有効期間を確認するものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供に努めるものとする。

(要介護認定（介護予防にあっては要支援認定）等の申請等に係る援助)

第13条 事業所は指定通所介護（指定予防通所介護）の提供の開始に際し、要介護認定（介護予防にあっては要支援認定）等を受けてない利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況の把握)

第14条 事業所は指定通所介護（指定予防通所介護）の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援（介護予防支援）事業者等との連携)

第15条 事業所は指定通所介護（指定予防通所介護）を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業所は指定通所介護（指定予防通所介護）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 事業所は指定通所介護（指定予防通所介護）の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅

サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対し届け出ること等により、指定通所介護（指定予防通所介護）の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報の提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第17条 事業者は居宅サービス計画（施行規則第64条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供するものとする。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第18条 事業所は利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

（サービス提供の記録）

第19条 事業所は指定通所介護（指定予防通所介護）を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 事業者は、指定通所介護（指定予防通所介護）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとするとともに、利用者からの申請があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

（利用料等の受領）

第20条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護（指定予防通所介護）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができるものとする。

一 指定通所介護（指定予防通所介護）に通常要する時間を越える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所（指定予防通所介護）に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 事業所は前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護（指定予防通所介護）に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護（指定予防通所介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(指定通所介護（指定予防通所介護）の基本取扱方針)

第22条 指定通所介護（指定予防通所介護）は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。

2. 自らその提供する指定通所介護（指定予防通所介護）の質の評価を行い、常にその改革に努めるものとする。

(指定通所介護（指定予防通所介護）の具体的取扱方針)

第23条 指定通所介護（指定予防通所介護）の方針は次にあげるところによるものとする。

- 1) 指定通所介護（指定予防通所介護）の提供に当たっては、次条第22条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 2) 指定通所介護（指定予防通所介護）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3) 指定通所介護（指定予防通所介護）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4) 指定通所介護（指定予防通所介護）は、常に利用者の心身の状況を把握し、相談援助等の生活指導その他の必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供する。

(指定通所介護計画（指定予防通所介護計画）の作成)

第24条 指定通所介護事業所（指定予防通所介護事業所）の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画（予防通所介護計画）を作成するものとする。

- 2 通所介護計画（予防通所介護計画）は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 指定通所介護事業所等の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 事業所の管理者は通所介護計画（予防通所介護計画）を作成した際には、当該通所介護計画（予防通所介護計画）を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所介護等の従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画（予防通所介護計画）に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(利用者に関する保険者への通知)

第25条 指定通所介護（指定予防通所介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞無く意見書を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 1) 正当な理由なしに指定通所介護（指定予防通所介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められたとき。
- 2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第6章 通常の事業の実施地域

（事業の実施地域）

第26条 指定通所介護（指定予防通所介護）を行う実施地域は次のとおりとする。

- 1) 伊万里市
- 2) 武雄市
- 3) 唐津市

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）

第27条 利用者は指定通所介護（指定予防通所介護）の提供を受ける際に、利用者は次の事項について留意しなければならない。

- 1) 施設長が定めた場所以外で喫煙を行わないこと。
- 2) 許可なく食物や飲物を外部より持ち込み飲食しないこと。
- 3) 他人に迷惑になるような言動をしないこと。
- 4) 体調不良等の変化があった場合は、その旨を連絡する。
- 5) 主治医から指示があった場合は、その旨を連絡する。
- 6) その他、施設長が定めたこと。

第8章 緊急時における対応方法

（緊急時等における対応方法）

第28条 通所介護に当たる職員は、現に指定通所介護（指定予防通所介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第9章 非常災害対策

（業務継続計画）

第29条

当事業所は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護支援の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10章 その他の運営に関する重要事項

(施設長の責務)

第30条 事業所の施設長は、指定通所介護事業所（指定予防通所介護事業）の従業者の管理及び指定通所介護事業所（指定予防通所介護事業）の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定通所介護事業所（指定予防通所介護事業）の施設長は、当該指定通所介護事業所（指定予防通所介護事業）の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第31条 利用者に対し適切な指定通所介護（指定予防通所介護）を提供できるよう、指定通所介護（指定予防通所介護）職員の勤務体制は別紙の通りとする。

- 2 通所介護職員の資質の向上の為に、その研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第32条 事業所は、利用定員を超えて指定通所介護（指定予防通所介護）の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(利用者に関する保険者への通知)

第33条 指定通所介護（指定予防通所介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞無く意見書を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 1) 正当な理由なしに指定通所介護（指定予防通所介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められたとき。
- 2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理)

第34条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 当該指定通所介護（指定予防通所介護）を提供する場所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。

(掲 示)

第35条 指定通所介護（指定予防通所介護）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護員等の勤務の対制その他の利用申込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第36条 指定通所介護（指定予防通所介護）事業に従事する職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定通所介護（指定予防通所介護）事業に従事した職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、

利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(広 告)

第37条 事業者は、指定通所介護（指定予防通所介護）事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものにならないようにする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者又はその従事者は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供用してはならない。

(苦情処理)

第39条 提供した指定通所介護（指定予防通所介護）に係る利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第40条 利用者に対する指定通所介護（指定予防通所介護）の提供により事故が発生した場合は、保険者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護（指定予防通所介護）の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(会計の区分)

第41条 指定通所介護（指定予防通所介護）の事業の会計とその他の事業の会計とは区分するものとする。

(記録の整備)

第42条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備保管するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定通所介護（指定予防通所介護）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

- 1) 通所介護計画（予防通所介護計画）
- 2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 3) 第33条に規定する保険者への通知に係る記録
- 4) 第39条に規定する苦情の内容等に記録
- 5) 第40条第2項に規定する事故状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待防止)

第43条 虐待防止法の理念に基づき、利用者様の尊厳の保持や人格を尊重し、不適切な行為を一切行わないこととする。虐待防止委員会を事業所内に設置し、虐待防止に取り組むと同時に、早期発見・早期対応・再発防止に努めます。

(感染予防)

第44条 感染症対策委員会を設置し、定期的な研修を開催し、感染症の予防・蔓延防止の為の教育を行う。また、事業所内及び利用者様の居住地において感染症が発生した場合、感染症対策委員会を招集し、蔓延防止のための対策を講じる。利用者様・ご家族様並びに職員の安全確保に努めます。

(ハラスメント)

第45条 ハラスメント委員会を設置し、各種のハラスメントに対する知識を深めるため、研修を実施し、啓発活動を行っていきます。また、通報があった場合、ハラスメント委員会を招集し、通報者のプライバシーに配慮し、早期に対応していく。また、通報者の不利益にならないよう審議していく。

附 則

この規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則

定員の変更により平成25年4月1日から施行する。

附 則

定員の変更により平成28年9月1日から施行する。

附 則

定員の変更により平成29年4月1日から施行する。

附 則

従業員の員数変更により令和2年4月から施行する。

附 則

第29条、第43条、第44条、第45条の追加により令和6年4月1日から施行する。